

令和3年2月5日（金）体験講座

相続アドバイザーの実務の取り組み方

行政書士中條尚事務所代表
相続プラザ小田原
行政書士・社会福祉士
SA協議会副理事長
中條 尚

相続アドバイザーとしての仕事の仕方は二通りある。

- ・ 相続手続をワンストップで行う。相続の道案内人となる

幅広い知識 → 何が問題かを気が付くセンサーを持つ。

ネットワーク → 様々な分野の相続に特化した専門家。

※ネットワークで大切なこと「質の高さ」「共通した理念」。

- ・ 相続手続の中の自分の専門分野の仕事をする。

相続全体を見渡せることで、奥の深いアドバイスが出来る。

1 手続は親切、きめ細かく、丁寧。

葬祭費の請求 未支給年金の請求手続 納税管理人 公共料金手続

2 具体的な遺産分割手続。

遺産分割協議書が手続の指示書となる。(様々な形態がある)

全員で1枚の遺産分割協議に署名捺印。別々に用紙に署名捺印。

全ての財産を記載して作成。特定の財産だけを記載し作成。

- ・ 預貯金手続

預金調査 残高証明の取得 死亡前後の入出金を明確に。

預貯金を分割して取得するための手続を選択する。

事例

- ・ 不動産手続

名寄帳をとる。未登記建物も漏らさず。

不動産は個性的な財産 財産価値の把握 ex 借地権、がけ、接道

一つの不動産を分ける方法

不動産そのものを分割する

売却してお金をわけると → 売却する方法を選択する。

事例

- ・ その他 未成年者がいる場合 保証債務が有る場合 等々。

事例

3 意思能力対策

信託・任意後見・贈与 その他